

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

快適なふくしまの暮らしの場 創出計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県福島市

3. 地域再生計画の区域

福島市の全域

4. 地域再生計画の目標

福島市は、福島県中通り地方の北部に位置し、行政人口 288,261 人(平成 17 年 3 月 31 日現在)、面積 746.43 平方メートルの広大な市域を有する県庁所在都市である。

その地勢は、東に丘陵状の阿武隈高地、西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰に囲まれた福島盆地で、その中央を南から北に、白鳥の飛来する一級河川阿武隈川が貫流している。市域の中央には緑豊かな信夫山が位置し、これを取り巻くように市街地が広がっている。

本市では、「若者が喜んで帰ってくるまち、お年寄りがいきいき暮らすまち」の実現を基本理念とし、「美しい元気な福島の創造」を目指して、“環境と共生したまちづくり”を施策の大きな 1 つの柱として、積極的に取り組んでいるところである。

生活排水を処理するため、昭和 38 年に JR 福島駅を中心とした市街地での公共下水道整備事業着手をはじめとして、各種の汚水処理施設整備を推進してきており、本市の汚水処理人口普及率は 66.8%(平成 15 年度末)にまで達したものの、全国平均 77.7%に比較すると、依然として低い水準にある。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、汚水処理戸数をより増加することにより生活環境を改善するとともに、“環境と共生したまちづくり”に関連した施策を推進し、快適で住みやすい暮らしの場を創出することで、地域の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備促進

汚水処理戸数を 61,923 戸(17 年 3 月末現在)から新たに 2,040 戸増加

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

汚水処理施設整備のうち、市街地の区域においては公共下水道事業により集合処理施設の整備を、郊外部の区域においては浄化槽設置整備事業により個別処理施設の整備を実施し、生活環境の改善を図る。

なお公共下水道については、平成 16 年 5 月 7 日付で事業認可済である。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・ いずれも福島市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 福島市太平寺、永井川、伏拝及び大森地区の各一部の区域
- ・ 浄化槽 福島市の全域(下水道及び農業集落排水事業区域外、詳細は別紙による)

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 17 年度 ~ 19 年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成 17 年度 ~ 20 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 200 ~ 600mm L = 6,120m
- ・ 浄化槽(個人設置型) 5 人槽 N = 537 基
7 人槽 N = 1,187 基
10 人槽 N = 92 基 計 N = 1,816 基

なお、各施設による新規の処理戸数は下記のとおり。

公共下水道の地区で 224 戸、浄化槽の地区で 1,816 戸、合計 2,040 戸。

[事業費]

- ・ 公共下水道 1,470,000 千円
(うち、単独 100,000 千円)
(うち、国費 685,000 千円)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 725,703 千円
(うち、国費 241,901 千円)
- ・ 合 計 2,195,703 千円
(うち、単独 100,000 千円)
(うち、国費 926,901 千円)

5 - 3 その他の事業

該当なし

6 . 計画期間

平成 17 年度 ~ 20 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、各事業担当部局が汚水処理戸数の調査集計を行い状況把握した後に、市関係課長からなる庁内会議を開催し、4 に示す数値目標に照らし目標達成状況の評価を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし